

～浄化槽管理統一に向けた基本方針～

市設置型浄化槽の無償譲渡について

《内 容》

1. 浄化槽管理統一に向けた基本方針
2. 浄化槽管理統一の理由(譲渡理由)
3. 譲渡後の浄化槽維持管理
4. 個人設置型浄化槽と市設置型浄化槽の比較
5. 譲渡に向けた今後のスケジュール

はじめに

適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、環境省の補助を受け、平成20年度から平成29年度にかけて225基の「市設置型浄化槽」を整備し、皆さまからの浄化槽使用料をもとに維持管理を行ってきました。

しかし、昨今の人口・世帯の減少や空き家の発生などにより浄化槽使用料が年々減少していることもあり、今後の浄化槽管理方法について見直しが求められています。

こういった社会情勢の変化に対応するため、今後は浄化槽の維持管理や更新時期を見据え、「浄化槽管理統一に向けた基本方針」に基づき「市設置型浄化槽」を使用者の皆さまに譲渡し、個人管理への移行を進めています。

1.浄化槽管理統一に向けた基本方針

【基本方針】

浄化槽管理を **個人管理** に統一します

既存の市設置型浄化槽(戸別浄化槽)は

順次, 使用者の皆さまに無償で「**譲渡**」します。

平成20年度～平成29年度

市設置型浄化槽(戸別浄化槽)の整備 設置基数:225基



公共下水道に接続可能な浄化槽から個人へ譲渡



令和5年度から

市設置型浄化槽(戸別浄化槽)の譲渡開始

設置後10年以上が経過した浄化槽から個人へ無償譲渡

2.浄化槽管理統一の理由（譲渡理由）

①浄化槽管理の公平性

市内の浄化槽のほとんどが個人により設置・管理されているため、公平性の観点から浄化槽管理主体の統一化を図る必要があります。

②浄化槽の個人管理の必要性

空き家の増加など今後懸念される課題に柔軟に対応するためには、浄化槽を「家屋の付帯物」として個人で管理していただく必要があります。

③浄化槽使用料の減収による維持管理費用の増加

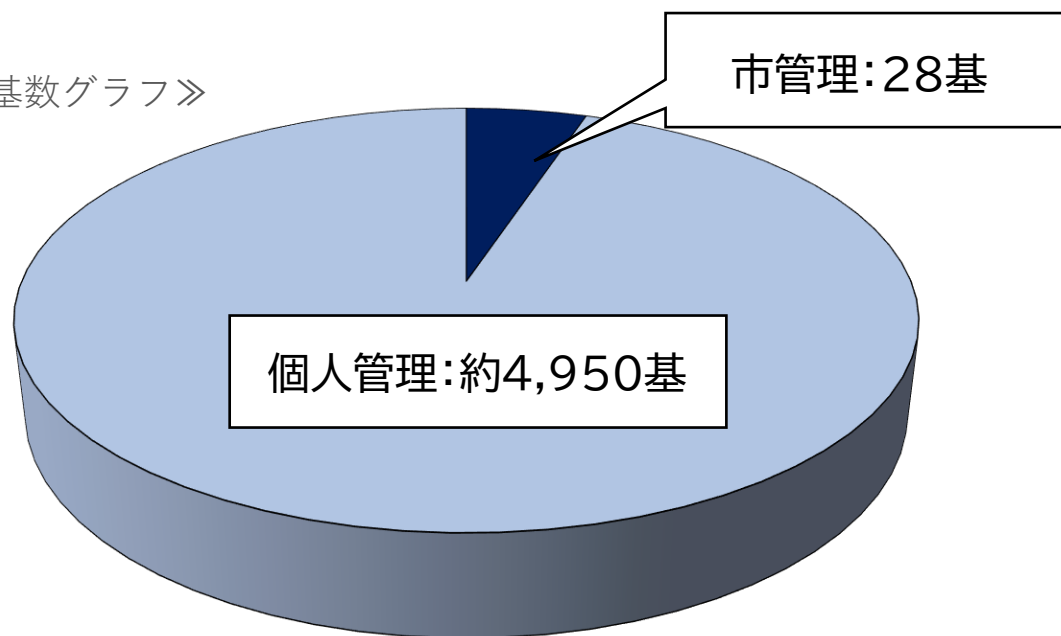
人口及び世帯員数の減少や節水トイレ・節水キッチンなどの普及により、浄化槽使用料（浄化槽の維持管理に必要）が減収傾向にあり、今後も市による浄化槽管理を継続する場合、浄化槽使用料の大幅な引き上げなどが課題となっています。

①浄化槽管理の公平性

市内には約5,000基の浄化槽が設置されています。

そのうち約99%(約4,950基)は利用者(個人)が維持管理を行っており、市で管理している浄化槽は全体の約0.5%(28基)となっています。

《管理別浄化槽設置基数グラフ》

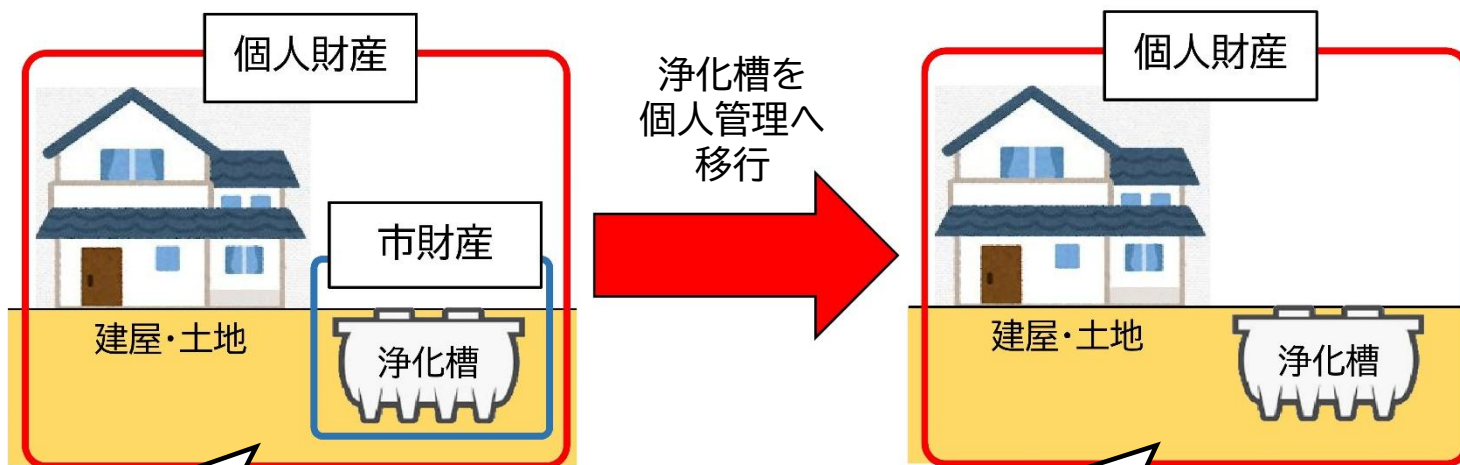


浄化槽の管理主体について公平性を保つという観点からも、管理主体の統一化を図っていく必要があります。

②浄化槽の個人管理の必要性

人口・世帯の減少などの問題に加え、それに伴う空き家の増加なども懸念されています。空き家が発生した場合、個人の所有地内に市の管理物が残ったままになってしまうことになり、後々問題が生じるなどの懸念もあります。

こういった事由の発生に備え、今後の浄化槽の維持管理を円滑に進めていくためにも、浄化槽を「建物の付帯物」として皆さまに管理していただく必要性が高まっています。

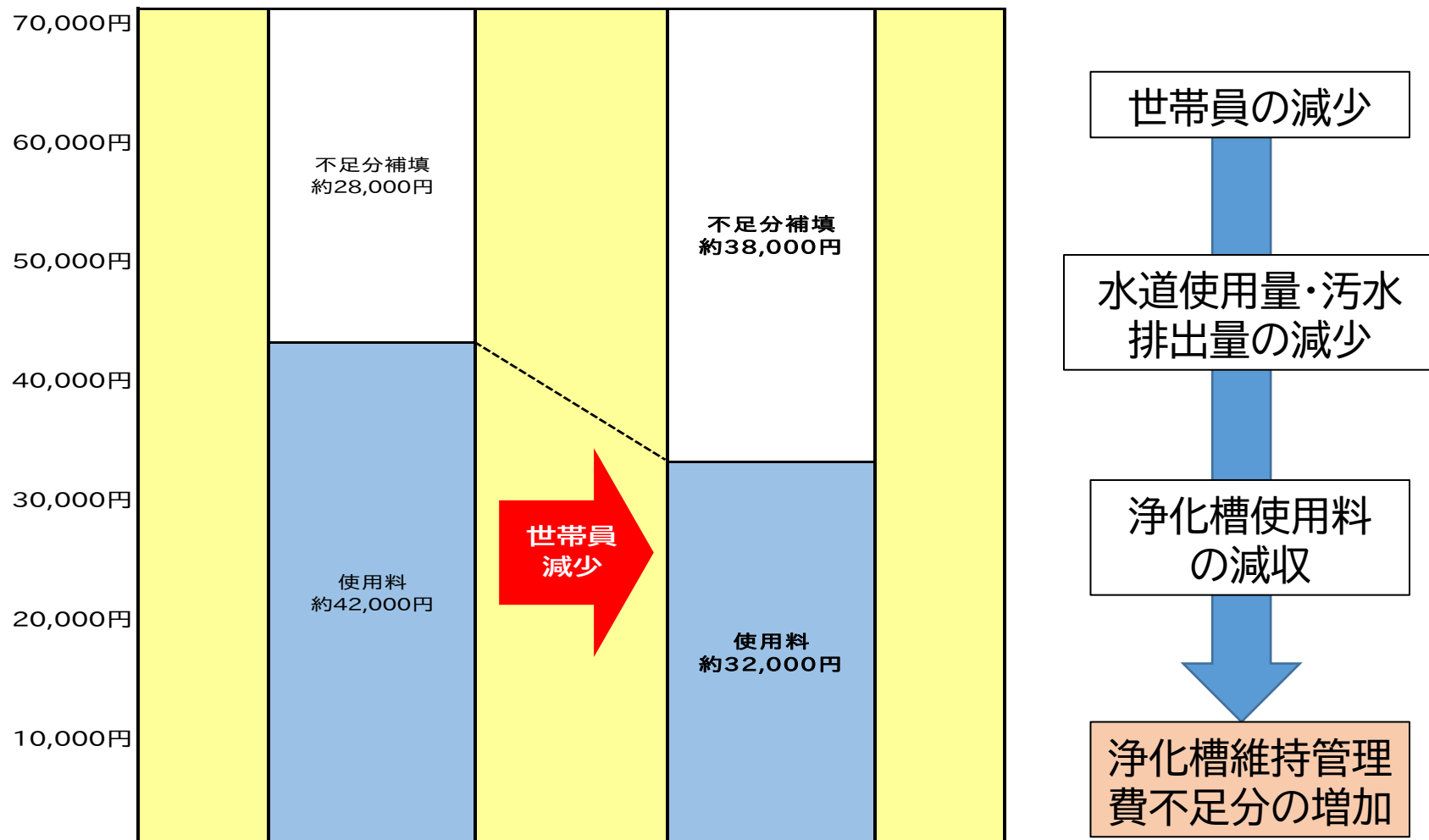


■個人の所有地内に市の財産が混在している状態であり、もし土地の売買などにより権利関係に変更が生じる場合には、浄化槽所有・管理者である市へ確認を取る必要があります。

■浄化槽の維持管理費用は、浄化槽使用者の皆さまにご負担いただくこととなりますが、浄化槽設置場所の地権者と浄化槽使用者を一致させることにより、土地や建物の権利関係に変更が生じた際や、空き家が発生した場合などに柔軟に対応することができます。

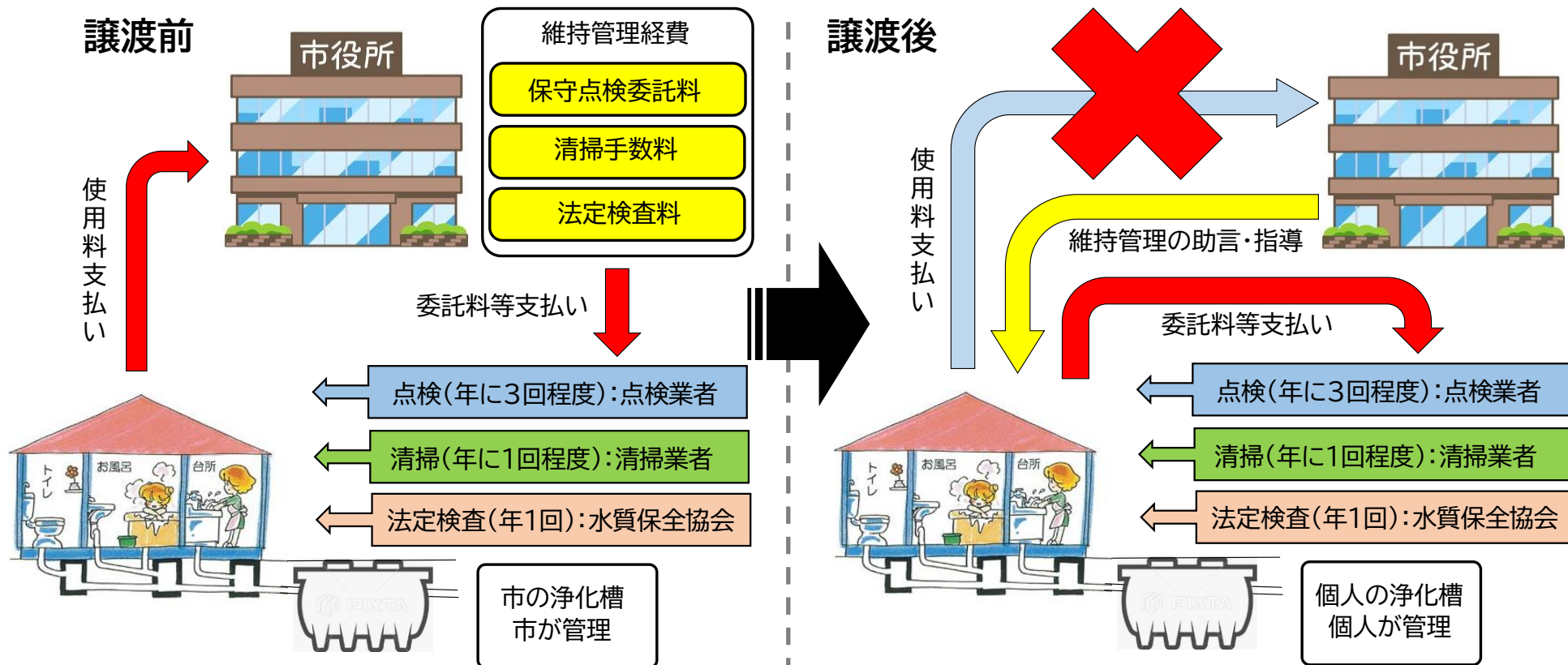
③浄化槽使用料の減収による維持管理費用の増加

既述のとおり、近年では人口・世帯の減少などにより、浄化槽使用料の収入が減少することで、浄化槽維持管理費の不足が年々増加しています。最も基数の多い5人槽を使用している世帯を例に挙げると、世帯員の減少に伴って浄化槽管理費の不足分が増加していることが分かります(下図参照)。



※上図は世帯員が4人から3人に減少したケースを元に試算したものです。

3.譲渡後の浄化槽維持管理



■使用者は市に対し、毎月の浄化槽使用料を納付いただきます。

■市が浄化槽の管理者となり、点検・清掃・法定検査の費用を負担します。

■個人が浄化槽の管理者となり、委託契約などに基づき点検・清掃・法定検査を行います。

■各種料金の支払いは、それぞれの会社や機関の支払い条件によります(一括契約システムをご利用いただけます)。

■市は、浄化槽が適正に管理されるよう、浄化槽法に基づき助言・指導を行います。

4.個人設置型浄化槽と市設置型浄化槽の比較

個人設置型浄化槽と市設置型浄化槽の維持管理費用について、両者の間にどのような違いがあるのか、5人槽を使用している世帯を例に挙げてみると、下表のようになっています。

■浄化槽年間負担額比較表(5人槽の一例)

「個人設置型浄化槽」の場合

項目	金額
法定検査費用 (県水質保全協会実施)年1回 (※1)	4,500円
保守点検費用(年3回)(※2)	約33,000円
汚泥汲み取り	約32,000円
合計	約69,500円

「市設置型浄化槽」の場合

項目	詳細	金額
浄化槽使用料	約7,000円 (2ヶ月分) ×6回	約42,000円
合計		約42,000円

(※1)法定検査費用…10人槽までは一律 5,000円 (※2)保守点検費用1回分(電極板交換含む)…約11,000円

注)表に記載のある費用はモデルケースで試算するため、浄化槽の大きさや使用状況によって実際の金額は異なります。

「個人設置型浄化槽」と「市設置型浄化槽」を比較すると、
維持管理に要する費用(年間負担額)に格差が生じています。

維持管理費用(年間負担額)の「格差の是正」と「公平性の確保」のため
市設置型浄化槽を無償譲渡し、浄化槽管理主体の統一化を図ります。

5.譲渡に向けた今後のスケジュール

①全体スケジュール

■最終点検及び修繕の実施

今後も極力問題が発生しないよう、市で浄化槽の最終点検及び修繕、状況に応じて清掃を行ったうえでお引き渡しいたします。

《令和8年度譲渡の場合》

令和8年度～

手続き

- 保守点検業者の選択(市)
- 譲渡同意申請の受付開始

最終点検

- 最終点検の実施(市)
- 修繕及び最終清掃(市)

引渡し

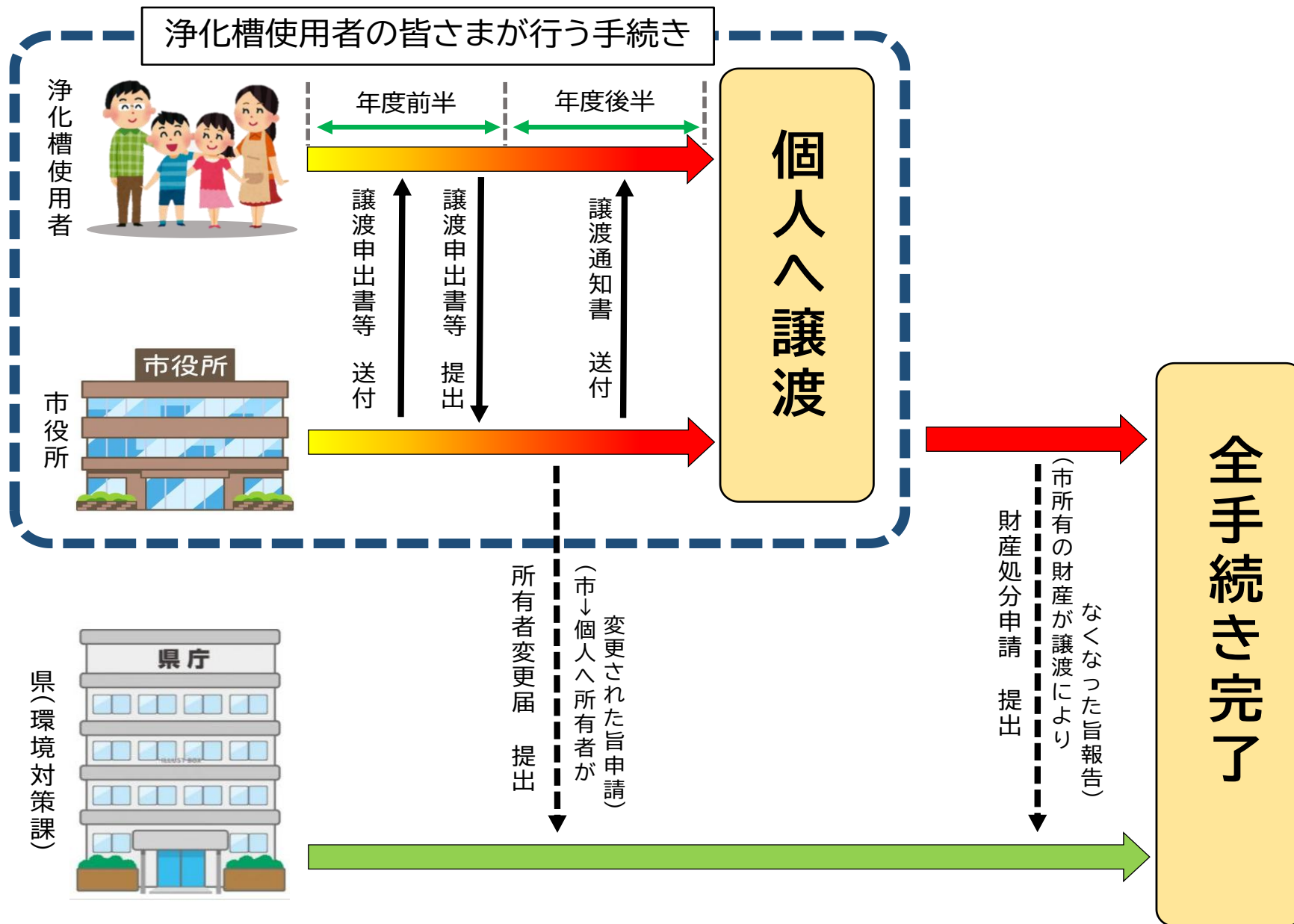
令和9年3月31日

- 譲渡決定通知の送付
- 浄化槽使用料の廃止(最終支払：令和9年3月使用分まで)

譲渡完了

※(市)：市が実施するもの。使用者の費用負担はなし

②事務手続きの流れ



《お問い合わせ先》

小美玉市役所 下水道課 管理係

☎:0299-48-1111(内線:2125・2126)

浄化槽譲渡に向けて、浄化槽使用者の皆さま方のご理解・ご協力をお願いいたします。

